

2-4 化学物質管理責任者と化学物質取扱グループ

本学の教職員が教育・研究・検査・測定等で化学物質を取り扱う活動をする場合、その活動の責任を持つ教職員が「化学物質管理責任者（以下「責任者」という）」となり、その下に「化学物質取扱グループ（以下「グループ」という）」が発生します。責任者は、必要に応じて2つ以上のグループを持つこともできます。責任者が多忙でグループの化学物質管理が困難な場合は、グループ内の教職員から、その業務を補助する「化学物質管理推進者」を設置することもできます（規則第6条第3項）